

## 全鍍連青年部会 会則

### (組織および名称)

第1条 本会は、全国鍍金工業組合連合会（以下「全鍍連」という）の総務委員会のもとに設置され、全鍍連青年部会（以下「本会」という）と称する。

### (事務局)

第2条 本会の事務局は、全鍍連に置く。ただし、運営に必要な事務等は本会内で行う。

### (目的)

第3条 本会の活動目的は以下の通りとする。

- (1) 業界に携わる次世代として、共に未来を考える。
- (2) めっき業界の次世代を担う者たちの交流・意見交換を行う。
- (3) 全鍍連が行う事業に対して、各地域青年部・会員の理解を深める。

### (事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本会の運営に関する情報・意見交換および連絡調整
- (2) 全鍍連の会員組合に所属する次世代を担う者たちの相互啓発
- (3) 全鍍連事業に対しての連絡および運営補佐
- (4) その他、本会目的達成のために必要な事業

### (参加資格)

第5条 本会事業の参加資格者は、全鍍連の会員組合に所属する全ての組合員を対象とする。

2. 会員組合の賛助会員等が本会事業に参加する場合は、会員組合における青年部会長、又は理事長の承認を得るものとする。

### (役員およびその他役職)

第6条 本会運営のため次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長4名以内
- (3) 会計1名以上
- (4) 幹事若干名

2. 役員は、会員組合に正会員として所属する満55歳までの者とする。ただし、任期中に満55歳を迎えた場合は、その任期の終了までとする。

3. 本会運営の参考意見を募るため、委員若干名を置くことができる。委員は、会員組合に正会員として所属する満55歳までの者とする。
4. 役員の実務執行を監査するため、監事1名以上を置く。

(役員等の選出)

第7条 役員等は以下の通り選出される。

- (1) 幹事は総会により選任される。
- (2) 会長は幹事の互選により選出される。
- (3) 会長は幹事から副会長を指名する。
- (4) 会長は会計および監事を指名する。
- (5) 会長は委員を必要に応じて選出し、幹事により選任される。

(役員の実務)

第8条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代行する。
3. 幹事は、会務を協議運営する。

(役員の実任)

第9条 役員の実任は以下の通りとする。

- (1) 役員の実任は2年とし、再任を妨げない。
- (2) 役員は、実任満了の場合においても、後任者が就任するまでその職務を続けなければならない。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会とする。

2. 役員会の議決権は、会長、副会長、会計および幹事が有する。
3. 会議は、会長が招集する。
4. 総会は、毎年1回開催する。また会長が必要と認めた時に臨時総会を開催する。
5. 会議の議長は、会長が行う。
6. 総会は役員の実半数の出席(委任状を含む)により成立し、出席者の過半数でこれを決する。

(事業年度)

第11条 本会の事業年度は、毎月4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計)

第 12 条 本会の運営に必要な経費は、全鍍連の総務委員会にて計上された青年部会の事業費と開催される事業に対してその都度会費を集め、これに充てる。

(会則変更)

第 13 条 会則は、総会において出席者の過半数の賛成をもって変更することができる。

附 則

- 1 本会側は、令和 6 年 10 月 4 日より施行する。
- 2 創立時の役員は、次回総会で改選する。